

青果物集出荷予冷施設等電気料金緊急補填事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、農業協同組合等に対し、青果物の品質低下を極力抑え、生産者の所得を確保する上で重要となる青果物集出荷予冷施設等について、高騰した施設運営に係る電気料金を支援するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、予算の範囲内において、青果物集出荷予冷施設等電気料金緊急補填事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 この補助金の交付対象となる事業実施主体、補助対象経費及び補助率等は別表のとおりとし、令和7年度予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された補助金の金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は令和8年2月13日までとする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 青果物集出荷予冷施設等利用状況報告書（別記様式第2号）
- (2) 補助金額算定基礎資料（別紙1-1、別紙1-2）
- (3) 電気使用実績証拠書類（領収書の写し等の電気料金（税抜金額）が確認できる書類）
- (4) 施設毎の出荷実績が分かる書類（対象期間のうちいずれか1か月分の出荷伝票等）
- (5) 施設の図面（施設の構造及び概要がわかるもの）
- (6) 青果物集出荷予冷施設等の設置状況がわかる写真
- (7) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第3号）
- (8) 宮城県税の納税証明書（申請日の3か月以内に発行されたもの）

3 補助金交付申請書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。

4 知事は、第2項第7号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、警察本部長宛て照会することができる。

(交付決定及び額の確定)

第4 知事は、第3の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適當と認めるときには補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することを不適當と認めるとき又は予算上の理由等により補助金を交付することができないときには、書面により申請者に通知するものとする。

3 規則第12条の規定による実績報告については、規則第3条の規定による申請書の提出により補助金の実績報告があつたものとみなし、規則第13条に規定する額の確定については、第1項の規定による交付決定により補助金の額の確定があつたものとみなす。

(補助金の交付方法)

第5 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(実施状況の確認)

第6 知事は、補助金の交付を受けた者の青果物集出荷予冷施設等の利用状況等を確認するため、必要に応じて、事業実施主体に対して調査を行うことができる。

(返還請求)

第7 補助金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第8条の規定に基づき、当該各号に定める交付を受けた補助金の額を返還しなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 提出した書類に偽りその他悪質な不正があった場合又は青果物集出荷予冷施設等の利用実態がないことが明らかとなった場合 全額
 - (2) 青果物集出荷予冷施設等が本事業における目的とは異なる用途に利用されていたことが明らかとなった場合 当該電気料金に係る補助金相当額
 - (3) 補助金の交付決定を取り消された場合 全額
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、知事が交付した補助金を返還させることが適當と認める場合 知事がその都度定める額
- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による補助金の返還を命じられたときは、当該命令のなされた日から15日以内に必要額を納付しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により補助金の返還を求められた者が、前項に規定する期限内に返納を完了しない場合には、未納期間に応じて、未納金額に年10.95%の割合で計算した加算金を徴するものとする。

(書類の提出)

第8 この要綱により知事に提出する書類の部数は1部とする。

(書類の保存)

第9 補助金の交付を受けた者は、交付申請及び補助金の交付に係る証拠書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月26日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。

別表（要綱第2関係）

事業名称	事業実施主体	補助対象経費	補助率
青果物集出荷予冷施設等電気料金緊急補填事業	県内の農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会のうち次の（1）及び（2）を満たす者。（1）暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。（2）県税に未納がないこと。	<p>農業協同組合等が所有する青果物集出荷予冷施設等の運営に係る令和7年度の電気料金のうち、令和3年度の電気料金から高騰により増加した電気料金 算定方法は以下のとおりとする。 ①令和3年4月から令和4年3月までの利用分として支払った電気料金の合計と令和7年4月から令和8年3月までの利用分として支払った電気料金の合計の差額を補助対象経費とする。 ②なお、令和8年1月から令和8年3月までの電気料金は、令和7年1月から令和7年3月までの利用分として支払った電気料金を補助対象経費の算定に用いるものとする。 ③また、青果物集出荷予冷施設等の運営に係る電気料金とそれ以外に利用される電気料金が区別できない場合は、青果物集出荷予冷施設等の運営に係る電気料金を按分して算定に用いるものとする。 ※補助対象経費の算定には、消費税及び地方消費税相当額を除いた電気料金の金額を用いる。</p>	1／2以内